

令和2年度裁判所職員採用試験の人物試験における新型コロナウイルス感染症への対応等について、別添のとおり決定する。

人物試験における新型コロナウイルス感染症への対応等

第1 総論

1 マスクの着用等

受験者並びに試験官及び係員は、控室及び試験室において、マスクを着用する。

ただし、受験者の本人確認（写真照合）は、試験官の指示により、受験者にマスクを外させて行う。

※ 控室で係員が受験者に対して実施の要領を説明

する際に、試験官から指示が

ある場合を除き、試験中はマスクを着用することについて説明をする。

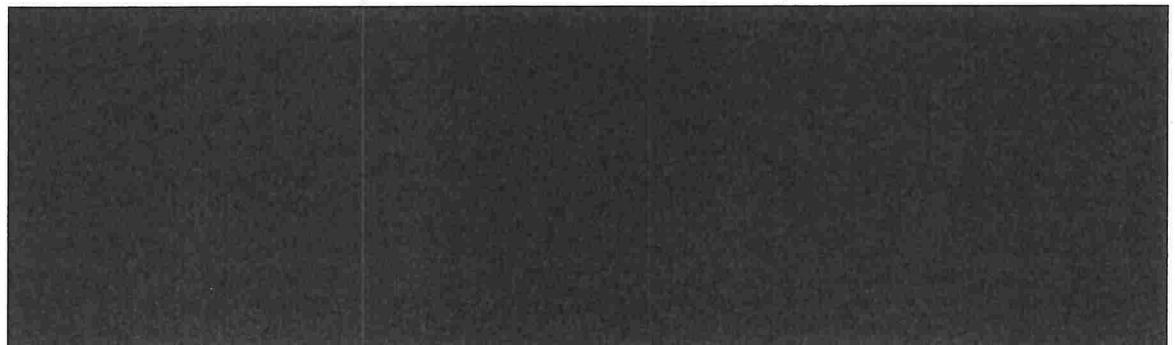
※ マスクを着用していない受験者を発見した場合は、速やかにマスクを配布し、着用を促す。

2 咳エチケットの励行

受験者並びに試験官及び係員は、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる。

3 受験者の密集防止

- (1) 受付所付近や控室では、受験者同士が最低1m程度の間隔を空けて整列又は着席ができるようスペースを確保する。
- (2) 受付所では、係員と受験者の身体的距離を確保し、対面の状態が長時間続くことがないよう配慮する。
- (3) 控室から試験室へ誘導する際にも係員及び受験者同士の間隔を空けるよう努める。



※ 控室から試験室への移動に際しては、可能な限りエレベーターの使用を控える。

4 換気

控室及び試験室は、冷房時でも適宜、窓やドアなどを開けて換気を行う。

※ 気候上可能な限り常時、困難な場合は30分に1回、数分程度、2方向の窓やドアなどを開ける。

【試験室における換気の工夫例】

① 窓が開く部屋を使用する場合

窓を半開きにしておき、ドアを開けておく。受験者に対して、入室時にドアを閉めさせ、退室時にドアを開けさせるよう指示することで換気を行う。

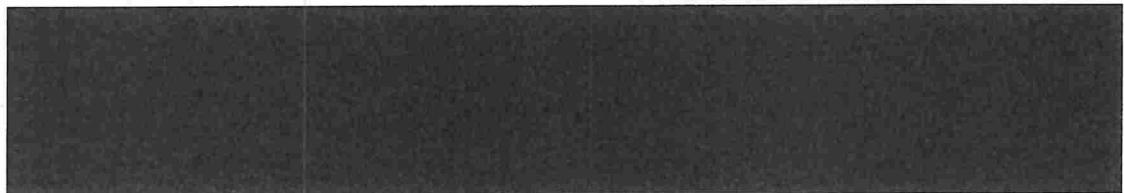
② 窓が開かない又は窓がない部屋を使用する場合

換気扇を用いたり、個別面

接の場合には3、4人の受験者ごとに入室間隔を長めに設定して、その間にドアを全開にしたりするなど試験室の環境等に応じて適切な方法で換気を行う。

※ 受験者にドアの開閉を指示する場合には、あらかじめ控室で係員が受験者に対して実施の要領を説明する際などに、試験室への入退室時のド

アの開閉について説明をしておく。



5 消毒

- (1) アルコール消毒液を受付所、控室、試験室前に設置する。
- (2) 控室で最高裁の封筒に記入するために受験者に貸与するペン等は、消毒済みのものか使用済みのものかがわかるように区別し、消毒済みのものを受験者が使用するようにしておく。
- (3) 控室や試験室で受験者が触れた机、椅子、ドアノブや集団討論で使用したアクリル板等は、適宜消毒を行う。

※ アルコール消毒液の設置場所には貼り紙を貼るなどして手指消毒を促す。

※ 入室時に [] 試験官がドアを開けるなど、受験者がドアノブに触れる機会を減らすなどの工夫も考えられる。

6 試験官及び係員の検温等

- (1) 試験官及び係員は人物試験実施日の朝に各自で検温を実施する。
- (2) 体調不良や発熱症状（37.5度以上もしくは平熱より1度以上高い場合）がある場合は、出勤を見合わせる。
また、保健所等から「濃厚接触者」として健康観察や外出自粛を要請されている場合も出勤を見合わせる。

※ 当日出勤できなくなる職員が生じる可能性を考慮して、試験官及び係員の態勢（試験官の代替要員にあらかじめ資料を配布しておくなど）を事前に検討しておく。

第2 個別面接

1 設営

別紙1を参考に試験官及び受験者を配席の上、アクリル板等を設置して飛沫感染防止措置をとる。

試験官と受験者の間は2m空け、試験官同士の間隔は1m空ける。

2 受付の際の体調不良者への対応

(1) 係員は、受験者に咳などの風邪の症状、強いだるさ、息苦しさ（呼吸困難）、顔色の悪さが窺われないか観察する。

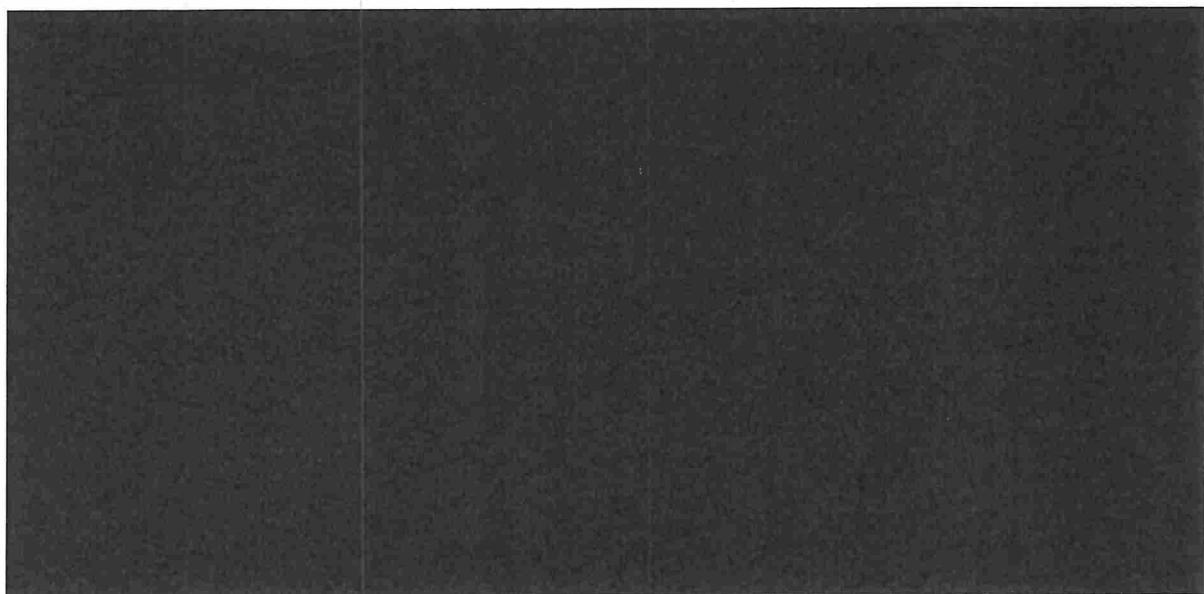
(2) 繼続的に咳やくしゃみをするなど体調不良と見られる受験者がいた場合には検温を実施する。 [REDACTED] 発熱症状（37.5度

以上もしくは平熱より1度以上高い場合）がある場合には、次のとおり対応する。 [REDACTED]

ア 次の項目に該当するか、個別に体調を確認する。

- (ア) PCR検査で陽性判定を受け自宅療養期間中と認められる者
- (イ) 「濃厚接触者」と指定され健康観察期間中と認められる者
- (ウ) 海外からの帰国者であり自宅待機期間中（帰国後14日間）と認められる者

※ 検温時に机や椅子を使用した場合は、使用後に消毒をする。



※ 体調不良者

- 1 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない者
- 2 ①発熱、②軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、③強いだるさ（倦怠感）、④息苦しさ（呼吸困難）のいずれかの症状があつて新型コロナウイルスの感染が疑われる者

第3 集団討論

1 設営

別紙2を参考に試験官及び受験者を配席の上、アクリル板等を設置して飛沫感染防止措置をとる。

試験官と最も近い受験者の間は2m空け、受験者同士及び試験官同士の間隔は可能な限り1m空ける。

2 受付の際の体調不良者への対応

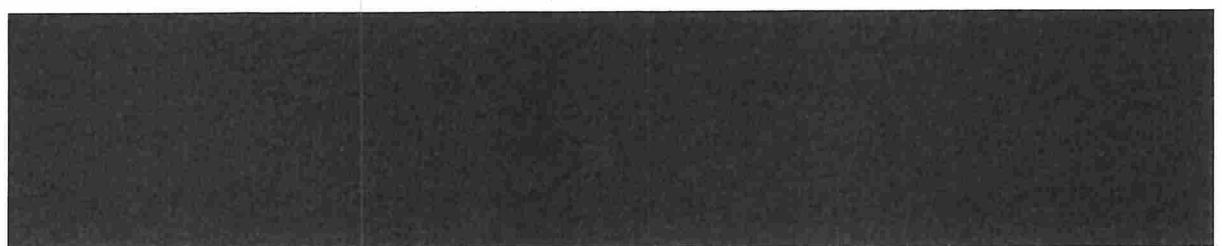
(1) 係員は、受験者に咳などの風邪の症状、強いだるさ、息苦しさ（呼吸困難）、顔色の悪さが窺われないか観察する。

(2) 継続的に咳やくしゃみをするなど体調不良と見られる受験者がいた場合には検温を実施する。 [REDACTED] 発熱症状（37.5度以上もしくは平熱より1度以上高い場合）がある場合には、次のとおり対応する。 [REDACTED]

ア 次の項目に該当するか、個別に体調を確認する。

- (ア) PCR検査で陽性判定を受け自宅療養期間中と認められる者
- (イ) 「濃厚接触者」と指定され健康観察期間中と認められる者
- (ウ) 海外からの帰国者であり自宅待機期間中（帰国後14日間）と認められる者

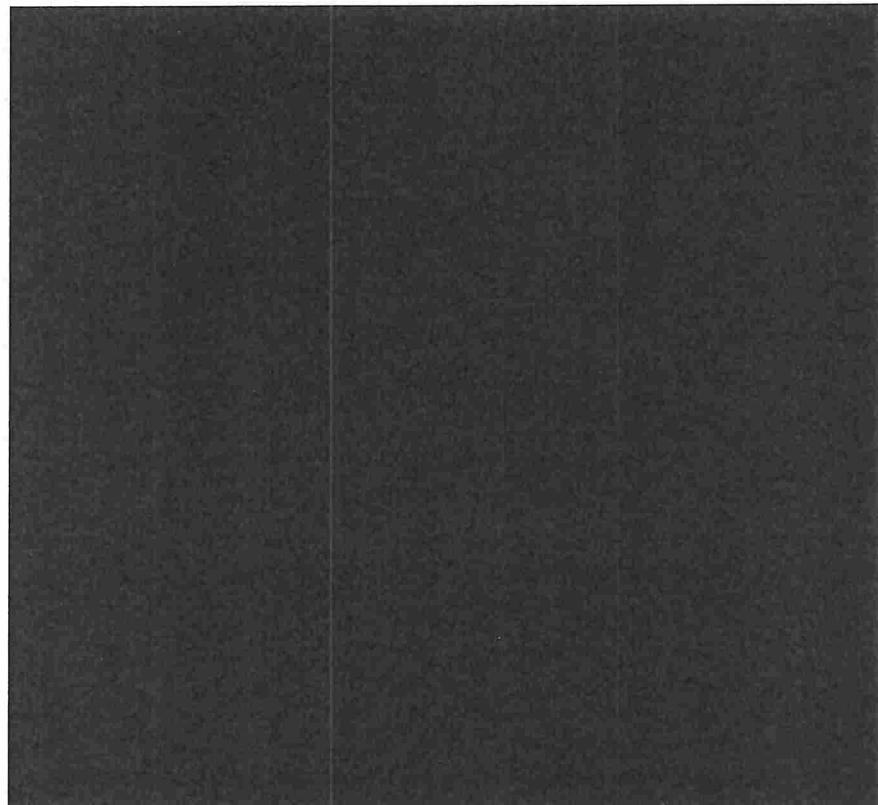
※ 検温時に使用した机や椅子は使用後消毒する。



(別紙1)

※アクリル板等 () 設置イメージ

個別面接配置図



(別紙2)

※アクリル板等 () 設置イメージ

集 団 討 論 配 置 図

